

項 目	所要自己資本額	
	平成20年9月期	平成21年9月期
基 礎 的 手 法	386	369

バーゼル（第3の柱）に基づく開示事項

ヘ．自己資本比率及び基本的項目比率 (単位：％)

項 目	平成20年9月期	平成21年9月期
自 己 資 本 比 率	8.08	9.85
基 本 的 項 目 比 率	6.14	7.93

ト．総所要自己資本額 (単位：百万円)

項 目	平成20年9月期	平成21年9月期
信 用 リ ス ク（標準的手法）	4,863	4,920
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	386	369
総 所 要 自 己 資 本 額	5,249	5,289

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項

期中平均残高は、中間期末残高から大幅に乖離していないため、記載しておりません。

- イ．信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
ロ．信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
（１）地域別、（２）業種別又は取引相手の別、（３）残存期間別
ハ．三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの額
（１）地域別、（２）業種別又は取引相手の別
信用リスクに関するエクスポージャー及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円) (単位：百万円)

		平成20年9月期						平成21年9月期			
		信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高						信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高			
			貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高				貸出金等、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債 券	三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高
地 域	国 内 計	237,077	169,454	41,161	4,053	地 域	国 内 計	217,384	167,595	45,282	4,507
	国 外 計	—	—	—	—		国 外 計	—	—	—	—
地 域 別 計		237,077	169,454	41,161	4,053	地 域 別 計		217,384	167,595	45,282	4,507
業 種	製 造 業	10,689	8,501	2,027	160	業 種	製 造 業	14,881	9,375	4,986	518
	農 業	2,230	2,226	—	4		農 業、林 業	318	314	—	4
	林 業	16	16	—	—		漁 業	124	123	—	0
	漁 業	123	117	—	6		鉱業、採石業、砂利採取業	445	445	—	—
	鉱 業	477	477	—	—		建 設 業	15,187	14,206	468	512
	建 設 業	13,282	12,263	469	549		電気・ガス・熱供給・水道業	1,917	1,196	721	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,472	1,264	1,208	—		情 報 通 信 業	529	323	205	—
	情 報 通 信 業	585	259	326	—		運輸業、郵便業	6,015	4,059	1,923	32
	運 輸 業	4,819	3,625	809	384		卸売業、小売業	13,323	12,430	602	290
	卸売・小売業	12,830	12,173	401	255		金融業、保険業	30,298	9,181	20,727	389
	金融・保険業等	36,556	13,398	22,764	392		不動産業、物品賃貸業	28,006	26,848	694	463
	不 動 産 業	9,470	8,397	682	391		各種サービス業	26,473	24,520	—	1,952
	各種サービス業	31,282	29,586	—	1,696		国・地方公共団体	33,557	18,606	14,951	—
	国・地方公共団体	30,394	17,921	12,472	—		個 人	46,304	45,961	—	342
	個 人	59,436	59,223	—	212		そ の 他	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	業 種 別 計		217,384	167,595	45,282	4,507
業 種 別 計		214,669	169,454	41,161	4,053	業 種 別 計		217,384	167,595	45,282	4,507
その他(区分なし)		22,407	—	—	—	その他(区分なし)		—	—	—	—
残 高 合 計		237,077	169,454	41,161	4,053	残 高 合 計		217,384	167,595	45,282	4,507
残 存 期 間 別	1 年 以 下	26,453	24,272	746		残 存 期 間 別	1 年 以 下	28,642	24,939	2,049	
	1年超3年以下	22,067	16,630	4,833			1年超3年以下	19,996	14,461	5,201	
	3年超5年以下	35,280	24,552	10,593			3年超5年以下	29,674	20,604	8,478	
	5年超7年以下	23,159	15,189	7,929			5年超7年以下	15,063	9,998	4,886	
	7年超10年以下	29,325	16,789	12,353			7年超10年以下	34,310	24,365	9,797	
	10 年 超	77,088	70,733	4,704			10 年 超	88,514	72,059	14,868	
	期限の定めのないもの	1,294	1,287	—			期限の定めのないもの	1,182	1,165	—	
	その他(区分なし)	22,407	—	—			その他(区分なし)	—	—	—	
残存期間別計		237,077	169,454	41,161		残存期間別計		217,384	167,595	45,282	

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%以上であるエクスポージャー。
3. 政府保証債、公社公団債は金融業、保険業に区分。
4. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成21年9月期から業種の表示を一部変更しております。

事業の概況
の状況
資本金・株式・従業員
中間財務諸表
損益の状況
営業の状況
各種経営指標
に
バーゼル（第3の柱）
に基づく開示事項

二．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		中間期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成20年9月期	1,445	1,341	—	1,445	1,341
	平成21年9月期	1,379	1,067	—	1,379	1,067
個別貸倒引当金	平成20年9月期	3,464	648	244	262	3,605
	平成21年9月期	3,932	557	557	101	3,830
合 計	平成20年9月期	4,909	1,990	244	1,707	4,947
	平成21年9月期	5,312	1,625	557	1,481	4,898

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

一般貸倒引当金については、地域別・業種別ごとに算定を行っていないため、開示しておりません。

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)(単位：百万円)

	平成20年9月期 中間期末残高		平成21年9月期 中間期末残高
国 内 計	3,605	国 内 計	3,827
国 外 計	—	国 外 計	—
地 域 別 計	3,605	地 域 別 計	3,827
製 造 業	750	製 造 業	760
農 業	1	農 業、林 業	1
林 業	—	漁 業	—
漁 業	2	鉱業、採石業、砂利採取業	—
鉱 業	—	建 設 業	758
建 設 業	697	電気・ガス・熱供給・水道業	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	情 報 通 信 業	—
情 報 通 信 業	—	運 輸 業、郵便業	221
運 輸 業	269	卸売業、小売業	197
卸 売・小 売 業	117	金融業、保険業	326
金融・保険業等	340	不動産業、物品賃貸業	317
不 動 産 業	256	各種サービス業	1,218
各種サービス業	1,142	国・地方公共団体	—
国・地方公共団体	—	個 人	24
個 人	27	そ の 他	—
そ の 他	—	業 種 別 計	3,827
業 種 別 計	3,605		

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年9月期から業種の表示を一部変更しております。

ホ．業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額(単位：百万円)

	平成20年9月期 貸出金償却		平成21年9月期 貸出金償却
製 造 業	—	製 造 業	—
農 業	—	農 業、林 業	—
林 業	—	漁 業	—
漁 業	—	鉱業、採石業、砂利採取業	—
鉱 業	—	建 設 業	—
建 設 業	—	電気・ガス・熱供給・水道業	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	情 報 通 信 業	—
情 報 通 信 業	—	運 輸 業、郵便業	—
運 輸 業	—	卸売業、小売業	—
卸 売・小 売 業	—	金融業、保険業	—
金融・保険業等	—	不動産業、物品賃貸業	—
不 動 産 業	—	各種サービス業	—
各種サービス業	—	国・地方公共団体	—
国・地方公共団体	—	個 人	—
個 人	—	そ の 他	—
そ の 他	—	業 種 別 計	—
業 種 別 計	—		

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、平成21年9月期から業種の表示を一部変更しております。

ヘ．標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高

(単位：百万円)

	信用リスク削減手法勘案後のエクスポージャーの額			
	格 付 適 用		格 付 不 適 用	
	平成20年9月期	平成21年9月期	平成20年9月期	平成21年9月期
0%	1,613	1,599	41,934	44,823
10%	—	—	15,236	9,899
20%	7,173	9,131	13,151	18,991
35%	—	—	31,895	30,693
50%	4,402	8,029	749	830
75%	—	—	45,029	47,684
100%	7,925	9,661	58,833	53,171
150%	—	—	622	741
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
その他(区分なし)	—	—	2,249	2,345
合 計	21,115	28,422	209,701	209,181

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャー。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限る。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれる。

●信用リスク削減手法に関する事項

- イ．標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
標準的手法
(単位：百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	3,192	2,996

- ロ．標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額
標準的手法
(単位：百万円)

	平成20年9月期	平成21年9月期
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	26	16

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- イ．与信相当額の算出に用いる方式
派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式での算出を想定しておりますが、中間期末時点での残高はありません。
- ロ．グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額
該当ありません。
- ハ．担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）
該当ありません。
- ニ．ロ．に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハ．に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）
該当ありません。
- ホ．担保の種類別の額
該当ありません。
- ヘ．担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額
該当ありません。
- ト．与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額
該当ありません。
- チ．信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
該当ありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

- イ．銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについては、当中間期は該当ありません。

(8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）
該当ありません。

(9) 証券化取引に伴い期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

ロ．銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

種 類	残 高	
	平成20年9月期	平成21年9月期
流動化債券（ABS）	688	696
合 計	688	696

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

（単位：百万円）

	残 高		所要自己資本 残高×リスク・ウェイト×4%	
	平成20年9月期	平成21年9月期	平成20年9月期	平成21年9月期
20%	197	197	1	1
50%	491	498	9	9
100%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	688	696	11	11

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

●マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

バーゼル（第3の柱）に基づく開示事項

事業の概況

資本金・株式・従業員
の状況
中間財務諸表

損益の状況

営業の状況

各種経営指標

バーゼル（第3の柱）
に基づく開示事項

●銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ．中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

（１）上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

（２）上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー

（単位：百万円）

	平成20年9月期 中間貸借対照表計上額	平成21年9月期 中間貸借対照表計上額
上場株式等エクスポージャー	2,547	3,815
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	155	154
合 計	2,703	3,969

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成20年9月期	平成21年9月期
売却損益額	—	88
償却額	128	501

ハ．中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成20年9月期	平成21年9月期
中間貸借対照表で認識され、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	831	789

ニ．中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成20年9月期	平成21年9月期
中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	—	—

ホ．自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

該当ありません。

●信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

●銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

金利ショックに対する経済価値の変動額

（単位：百万円）

平成20年9月期	平成21年9月期
1,824	1,991

計測方法及び前提条件

預金・貸出金・有価証券の金利リスク量は、信頼区間99％、保有期間1年、観測期間5年で計測したVaR値としております。